

コバンムシ保護回復事業計画

令和3年9月9日

福岡県
(環境部自然環境課)

コバンムシ保護回復事業計画

1 事業の対象種

コバンムシ *Ilyocoris cimicoides exclamatoris* (Scott, 1874) (昆虫綱カメムシ目コバンムシ科)
福岡県レッドデータブック 2014：絶滅危惧 IA 類
環境省レッドリスト 2020：絶滅危惧 IB 類

ヒシなどの水生植物が豊富で、比較的水質の良い止水域に生息する水生種。体長約 12 mm。体色は特徴的な緑色。水中で生きた小動物を捕食して生活し、産卵はヒシなどの浮囊部分などに行う。越冬は陸域もしくは岸際のごく浅い場所で行う。本州と九州に分布し、九州では福岡県と熊本県から記録があるが、熊本県では絶滅した可能性が高い。福岡県内ではかつて古賀市、福岡市、久留米市で採集された記録があるがいずれも絶滅し、現在は福津市の農業用ため池 2 か所で安定した生息が確認されているのみである。もともと生育地が限られていることに加えて、ため池改修、農薬・管理放棄等による水質悪化や、コイ・アメリカザリガニなどの外来種による水生植物の食害の影響を受けており危機的な状況が続いている。

2 事業の目標

本事業は、本種の福岡県における生息状況等を把握し、その結果等を踏まえて本種の生息に必要な環境の維持及び改善を図るとともに、必要に応じて、人工繁殖等を実施する、採集等の防止策を講じる等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態に回復することを目標とする。また、水族館施設等と連携して生体展示を行いその保全に対する啓発を行う。

3 事業の区域

福岡県における本種の分布域及び 4 の (3) の生息域外保全を行う区域

4 事業の内容

(1) 生息状況等の把握

本事業を適切かつ効果的に実施するため、以下の調査を実施する。なお、調査の実施に当たっては、本種及び同所的に生息・生育する生物に対して調査に起因する影響を与えないように努める。

① 生息状況の調査

現在把握している生育地（農業用ため池）において、現在の生育個体数とその増減、繁殖期及び越冬環境の確認などその生活史を把握するための調査及び同所的にみられる水生昆虫相の把握を行い、その動向について定期的なモニタリングを行う。また、新たな生育地の発見や、現在生息はしていないが再導入により生息地となりうる場所についても把握に努める。

② 生育環境の調査

本種の安定的な生息に重要な役割を果たしていると考えられる生息地及びその周辺における気象、植生、地形、地質、水質等の生息環境を把握するための調査を行い、その変化について

定期的なモニタリングを行う。また、過去から現在までの生育地及びその周辺における植生等の生育環境の変化について、資料等によりその状況を把握する。

③ 本種の保全に資する生物学的及び生態学的特性の把握

自然環境下における繁殖様式、幼虫の出現時期、成長、個体群内の遺伝的多様性等、本種の保全に資する生物学的及び生態学的特性を把握するための調査を行う。

④ 個体群維持に影響を及ぼす要因の把握及びその影響のモニタリング

②で把握された生息地における環境の変化に加え、侵略性のある外来種(アメリカザリガニ、スクミリンゴガイ、ウシガエル、コイ等)や農薬等の化学物質の影響等の個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因について把握するとともに、その影響についてモニタリングを行う。

(2) 生息地における生育環境の維持及び改善

(1)で得られた知見等に基づき、本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言を踏まえ、本種の生物学的及び生態学的特性を踏まえた効果的な対応策を検討し、本種の生息及び繁殖に適した環境の維持及び改善のための措置を講ずる。

生息環境の維持及び改善のための措置を講ずる際は、そこに生息又は生育する他の野生生物や生態系に悪影響を与えないよう留意する。実施後は、順応的管理の考え方に基づき、本種の生息状況及び周辺環境の変化について定期的なモニタリングを行うとともに、事業効果の評価・検証を行う。

また、本種の生息地である農業用ため池の利用及び改修、開発等の実施に際しては、本種の生息に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

(3) 生息域外保全の実施

本種の県内における生息地は限定されるため、(1)で得られた知見等に基づき、本種の生態等に関する専門的知識を有する者の助言を踏まえ、必要性を十分に検討した上で、以下の取組を実施する。

① 生息域外保全の実施

生息環境の急激な悪化等により、生息域内での種の存続が困難となる可能性を考慮し、人工繁殖技術の確立及び生息域外での飼育下系統保存を実施する。これにより生息地の個体数が減少した場合に、その必要性を十分に検討した上での補強や再導入に備えた個体群を維持する。生息域外保全は主に県保健環境研究所において実施するが、その他、水族館施設等にも協力を依頼し、可能であれば分散しての系統保存を実施する。

② 野生復帰

①で増殖した個体を生息域内に野生復帰する。対象地は過去の改修事業等により現状では本種がみられないが、本種の生息が十分に可能な状態に回復しているような場所(ため池)とする。その必要性については十分な検討を行い、再導入した個体に由来する遺伝的かく乱、病原体への感染等は野外個体群の存続を脅かすおそれがあることに十分留意しつつ、適切な再導入の方法を検討する。基本的には日本魚類学会の「生物多様性の保全をめざした魚類の放流ガイドライン (<http://www.fish-isj.jp/info/050406.html>)」に準拠する。実施後は、順応的管理の考え方に基づき、本種の生息状況及び周辺環境の変化について定期的なモニタリングを行うとともに、事業効果の評価・検証を行う。

(4) 生息地における採集等の防止

採集、生育地への不用意な立入り等を防止するため、生育地及びその周辺において監視を行うとともに、必要に応じて保護柵、制札等の整備を行う。また本種の生息地は主に農業用ため池であることから、営農者、市町村、県農林事務所とも連携して本種の生息に配慮したため池管理手法のマニュアル作成なども行う（※簡易なものは2021年3月に配布済み）。

(5) 事業を効果的に推進するための方策

① 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、関係市町村、各種事業活動を行う事業者、関係地域の住民を始めとする県民等の理解及び協力が不可欠である。このため、本種の保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本種の保護に対する配慮及び協力を働き掛けるとともに、関係地域の自主的な保護活動の展開が図られるよう努める。その一環として、県保健環境研究所、水族館施設等において解説パネルとあわせた飼育個体の展示を行う。

② 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、国、関係市町村、本種の生態等に関する専門的知識を有する者、本種の保護活動に参画する保護活動団体、関係地域の住民等、関係者間の連携を図り、効果的に事業が実施されるよう努める。